

## 1. 地域介護・福祉空間整備等交付金について

平成17年4月1日付をもって「国の補助金等の整理及び合理化に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布、施行され、「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」の題名が「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」（以下「基盤整備促進法」という。）に改められ、市町村交付金及び都道府県交付金（総称して「地域介護・福祉空間整備等交付金」という。）に関する規定が創設された。

地域介護・福祉空間整備等交付金の今後の段取りについては、基盤整備促進法第3条の規定に基づき、国の基本方針を4月中旬に告示することとし、その後、速やかに実施要綱を通知する予定としているところである。

前回の課長会議資料でお示ししたよりもスケジュールは若干遅れることとなり、計画の様式や提出期限は実施要綱をもってお示しすることとするので、ご留意いただきたい。

地域介護・福祉空間整備等交付金を充てて、公的介護施設等の計画的な整備を予定している地方自治体におかれては、次にお示しする基本方針の現段階の案や、これまで数次にわたり当会議でお示しした事務手続などを参考のうえ、計画の策定、提出などの準備に遺漏のないようお願いしたい。

### ◎地域における公的介護施設等の計画的な整備に関する基本方針（案）

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、地域における公的介護施設等の計画的な整備に関する基本方針を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示する。

高齢化の進展、認知症高齢者の増大等に対応し、今後とも、公的介護施設等（法第2条第2項の公的介護施設等をいう。）を始めとする介護サービス基盤（以下「介護サービス基盤」という。）の整備は重要な課題である。

法においては、こうした状況の下、全国的に均衡の取れた介護サービス基盤の整備を、地方公共団体の創意工夫をいかながら計画的に進めていくため、社会福祉施設整備費等補助金を見直し、市町村及び都道府県が作成する計画に対する交付金を設けることとしたものである。

この基本方針は、介護サービス基盤の整備の目標に関する事項並び

に法第4条第1項に規定する市町村整備計画及び法第6条第1項に規定する施設生活環境改善計画の作成に関する基本的な事項について定めるとともに、法第5条第2項に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付される交付金（以下「市町村交付金」という。）及び法第7条第2項の規定に基づき都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を含む。以下同じ。）に対して交付される交付金（以下「都道府県交付金」という。）の交付に関する基本的事項を定めることにより、各市町村及び各都道府県において、介護サービス基盤の計画的な整備が進められるようにすることを目的とするものである。

## 第一 介護サービス基盤の整備の目標に関する事項

### 一 背景

これから2015年にかけての約10年間においては、高齢者数が急増するほか、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦のみの世帯も急増する。これは、特に都市部で顕著である。

このような中で、介護を必要とするようになって、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためには、地方公共団体が中心となって、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備を計画的に推進していく必要がある。

### 二 これからの介護サービス基盤整備に関する基本的な考え方

介護サービス基盤には、介護予防の拠点から重度の要介護状態に対応する入所施設に至るまで、様々なものが含まれるが、各地方公共団体は、それぞれの地域のニーズを把握した上で、次のような点に留意しつつ、重点的な取組を進めることが重要である。

#### (1) 非該当者や軽度者に対する介護予防の推進

要支援・要介護1の者に対する介護サービスについては、介護保険制度改革の動向を踏まえつつ、利用者の生活機能の回復につながるようなサービス提供という観点に立って、必要となる基盤整備を推進する。

#### (2) 中重度者を支える在宅サービスの充実・強化

要介護状態となっても自宅で介護を受けたいとする者が多い中で、特別養護老人ホームの入所申込者数が増えている一因と

して、在宅サービスが中重度者を365日体制で支えるものとはなっていないことが挙げられる。また、認知症に対応可能なサービスの不足も指摘されている。今後は、地域密着型サービスなどの新たなサービス体系の導入も視野に入れた上で、様々な在宅サービスの充実強化を図る。

### (3) 重度者に対する入所施設の整備

上記のような対策を講じた上でも、常時介護を必要とする者が自宅等で暮らすことが困難な場合のために、地域における既存施設の整備状況を十分に踏まえた上で、特別養護老人ホーム等の入所施設の整備を進める。

## 三 給付と負担の均衡への配慮

介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、各地方公共団体において地域のニーズを的確に把握する必要があるのは勿論のこと、給付の増加が国費を含む公費負担や第2号保険料を含む保険料負担に与える影響も十分に考慮しなければならない。

このため、全国的に見ても均衡の取れた形で、在宅サービス及び施設サービスの基盤整備を進めていく必要がある。

## 四 地域の創意工夫をいかした整備

今回創設した市町村交付金は、介護サービス基盤を個々ばらばらに整備するのではなく、日常生活圏域ごとに必要となる様々な介護サービス基盤の面的な整備を図ることをねらいとしている。

その際、各市町村においては、地域再生の観点も踏まえ、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫を活かした効果的かつ効率的な整備を図る必要がある。

## 五 市町村及び都道府県の役割

一から四までを進めるために、市町村は、住民にとって身近な日常生活圏域（法第4条第2項第1号に規定する日常生活圏域をいう。以下同じ。）において必要となる公的介護施設等全体の整備に関する目標（以下「面的な配置構想」という。）を明らかにした上で、面的な配置構想を実現する上で必要な施設について、計画的に整備していくことが必要となる。

都道府県は、市町村が主体となり日常生活圏域において整備が進められる施設以外の広域的な施設の整備を進めるとともに、既存の

特別養護老人ホーム等の小規模生活単位型施設への改修等施設生活改善に向けた取組を進めていくことが必要である。

## 第二 市町村整備計画の作成に関する事項

### 一 市町村整備計画の作成に関する基本的事項

#### 1 日常生活圏域の設定

市町村整備計画は、市町村が設定する日常生活圏域ごとに定めることとなる。この日常生活圏域とは、法において、「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備状況その他の条件を総合的に勘案して」市町村が定めることとされており、各市町村において、地域の実情を踏まえながら定めることが必要である。

なお、市町村整備計画における日常生活圏域は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく市町村介護保険事業計画において定める日常生活圏域と整合性が取れたものであることが必要である。

#### 2 公的介護施設等の面的な配置構想の作成

日常生活圏域において、既存の施設及び今後整備を行う施設を合わせて、全体としてどのような公的介護施設等の整備が必要かを示す目標として、当該日常生活圏域の公的介護施設等の面的な配置構想を定め、市町村整備計画に記載することとする。

#### 3 市町村整備計画に記載する整備事業

面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号及び同号に基づく厚生労働省令（地域における公的介護施設の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号。以下「規則」という。）第4条、第5条及び第6条）に定められた施設のうち必要なものについて記載することとする。

#### 4 計画期間

市町村整備計画の計画期間については、面的な配置構想に基づき、中期的に計画的な整備を進めていく観点から、3年以内の期間を定めるものとする。

## 5 その他の市町村整備計画の記載事項

### (1) 市町村整備計画の名称

市町村名及び日常生活圏域名が明確に分かるよう、適切な市町村整備計画の名称を記載することとする。

### (2) 市町村整備計画の区域

市町村整備計画に係る日常生活圏域の区域を具体的に記載することとする。

### (3) 日常生活圏域における公的介護施設等の整備の状況

市町村整備計画に今後整備すべき施設を記載する前提として、日常生活圏域における公的介護施設等の計画作成時点における整備の状況を記載することとする。

### (4) 市町村整備計画に記載する整備事業に要する費用の額

市町村整備計画に記載されたすべての施設の整備事業に要する費用の額の総額を記載することとする。

### (5) 市町村交付金の額の算定のために必要な事項

規則第7条第5号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を記載することとする。

### (6) 市町村整備計画の作成等に係る住民の意見の反映等に関する事項

三に掲げる計画作成に当たっての地域住民の意見反映及び事後評価に係る事項を記載することとする。

## 二 市町村介護保険事業計画との調和

法第4条第3項の規定により、市町村整備計画は、市町村介護保険事業計画と調和が保たれていることが必要である。したがって、市町村整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画に定める各介護給付等対象サービス等の計画値に基づくとともに、その範囲内としなければならないものとする。

## 三 市町村整備計画の作成等に係る住民の意見の反映等

市町村整備計画は、その市町村や日常生活圏域内に住む住民の生活に密接に関係することから、その作成又は変更にあたっては、地域住民の意見を反映させる仕組みを設けることが必要である。例えば、介護保険事業計画作成委員会や、町内会等の地域の自治組織を活用する等の方法が考えられる。また、市町村整備計画を作成又は変更した場合には、法第4条第4項の規定に基づき、遅滞なく公表

するとともに、法第5条第1項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、都道府県にその写しを送付しなければならない。

さらに、市町村整備計画に基づく計画期間が経過した後は、当該市町村整備計画の目標の達成状況について評価を行うことが必要である。この評価は、専門的な見地から行うことが重要であり、介護保険事業計画作成委員会等の組織を活用して行うことが望ましい。

### 第三 市町村交付金の交付に関する基本的事項

市町村交付金は、高齢者が介護が必要となっても、住み慣れた日常生活圏域において生活を継続することができるようにするための基盤整備が求められている中で、公的介護施設等の整備状況に地域差があることを踏まえ、整備を行う必要性が高い市町村整備計画から優先的に交付していくことを基本的考え方とする。

したがって、地域における将来の高齢者人口の増加見込み、市町村整備計画に係る日常生活圏域における施設の整備状況等を基本とし、住み慣れた地域における生活の継続を目指しているか、各公的介護施設等の面的な配置構想に基づく整備を志向しているか等について総合的に評価した上で、提出された市町村整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付することとする。

### 第四 施設生活環境改善計画の作成に関する事項

#### 一 施設生活環境改善計画の作成に関する基本的事項

##### 1 公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標

第一の一で示したとおり、都道府県においては、市町村が主体となって整備する日常生活圏域において確保されるべき施設以外の広域的な施設について整備を行うこととなる。

広域的な施設であっても、出来る限り在宅に近い居住環境を整備することが必要であり、施設生活環境改善計画においては、既存の特別養護老人ホーム等の小規模生活単位型施設への改修を基本とした施設生活環境の改善に向けた目標を定めることが必要である。

##### 2 施設生活環境改善計画に記載する整備事業

公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標を達成するため、法第6条第2項第2号及び同号に基づく厚生労働省令

(規則第9条及び第10条)に定められた施設のうち必要なものについて記載することとする。

### 3 その他の施設生活環境改善計画の記載事項

#### (1) 施設生活環境改善計画の名称

都道府県名を付した施設生活環境改善計画の名称を記載する。

#### (2) 整備する施設の名称及び設置場所

施設生活環境改善計画に記載して整備を行う広域型施設の名称や設置場所の変更は、施設生活環境改善計画全体の位置付けにも大きな影響を及ぼす事項であることから、施設の名称及び設置場所を記載することとする。

#### (3) 施設生活環境改善計画に記載する施設の整備事業に要する費用の額

施設生活環境改善計画に記載する施設の整備事業に要する費用の額として、当該施設生活環境改善計画に記載されたすべての施設の整備事業に要する費用の総額を記載することとする。

#### (4) 都道府県交付金の額の算定のために必要な事項

都道府県交付金の額を算定するために必要な事項として規則第11条第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を記載することとする。

二 都道府県老人福祉計画及び都道府県介護保険事業支援計画との調和  
法第6条第3項の規定により、施設生活環境改善計画は、都道府県老人福祉計画及び都道府県介護保険事業支援計画との調和が保たれていることが必要である。したがって、施設生活環境改善計画に記載する施設の整備量は、都道府県老人福祉計画及び都道府県介護保険事業支援計画に定める各施設の計画値に基づくとともに、その範囲内としなければならないものとする。

### 三 関係市町村からの意見聴取

広域的施設の整備は、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用の増大にもつながり得ることから、法第6条第4項においては、施設生活環境改善計画の作成又は変更に当たっては、施設が設置される市町村（四において「関係市町村」という。）の意見を聞かなければならない旨を定め

ているので、その適切な運用に留意することが必要である。

#### 四 施設生活環境改善計画の公表等

施設生活環境改善計画の作成又は変更を行った場合には、法第6条第5項の規定に基づき、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村にその写しを送付することが必要である。

#### 第五 都道府県交付金の交付に関する基本的事項

都道府県交付金は、広域型施設の整備や小規模生活単位型施設への改修などについて、都道府県介護保険事業支援計画等に基づいて計画的に整備することを支援するためのものである。

したがって、施設生活環境改善計画に記載された整備量を基に、施設種別、施設整備の状況の地域差等を考慮し、必要な補正を加えて算出した額を交付することとする。